

# 定 款

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人まがたまと称し、英文では MAGATAMA Inc. と表示する。

(目 的)

第2条 当法人は、災害支援や社会貢献活動全般に取り組み、地域社会の発展と活性化に寄与することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- 1 災害支援事業
- 2 地域コミュニティ支援事業
- 3 農業支援事業
- 4 動物愛護事業
- 5 私設私書箱業
- 6 飲食業および飲食物販売業
- 7 前各号に附帯または関連する一切の事業

(収益及び資産の使用)

第2条の2 本法人の資産及び収益事業から生じた利益は、法人の目的である社会貢献活動のみに使用し、社員または理事に分配してはならない。社員総会その他いかなる機関も、これに反する決議をすることはできない。

(主たる事務所の所在地)

第3条 当法人は、主たる事務所を大阪市に置く。

(公告方法)

第4条 当法人の公告方法は、電子公告により行う。ただし、やむを得ない事由により電子公告をすることができない場合は、官報に掲載して行う。

## 第2章 社員及び会員

(社員及び会員の構成)

第5条 当法人の構成員は社員及び会員とし、社員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)上の社員とする。

2 当法人の会員は次の3種類とする。

- (1) 一般会員 当法人が認定する呼称資格を有する者
- (2) 特別会員 当法人が運営する私設私書箱を利用するため入会した者
- (3) 賛助会員 当法人の趣旨に賛同し、援助するために入会した者

3 社員となるには、当法人所定の様式による申込をし、代表理事の承認を得るものとする。

(会員の規定)

第6条 会員の入退会及び権利義務等についての事項は、当法人が別に定める会員規約に従うものとする。

(経費等の負担)

第7条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2 社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退社)

第8条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1カ月以上前に当法人に対して予告するものとする。

(除名)

第9条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは、当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な理由があるときは、一般法人法第49条第2項に定める社員総会の決議により除名することができる。

(社員の資格喪失)

第10条 社員が次の各号のいずれかに該当する場合、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき
- (4) 1年以上会費を滞納したとき
- (5) 除名されたとき
- (6) 総社員の同意があったとき

### 第3章 社員総会

#### (開催)

第11条 定時社員総会は、毎事業年度終了後三箇月以内に開催し、臨時社員総会は必要がある場合に開催する。

#### (招集)

第12条 社員総会は、理事の過半数の決定に基づき代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに社員に対して発する。

#### (議長)

第13条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により、他の理事がこれに代わる。

#### (決議権)

第14条 社員は、各1個の議決権を有する。

#### (議事録)

第15条 社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議長が署名又は記名押印する。

### 第4章 理事及び代表理事

#### (理事の員数)

第16条 当法人の理事の員数は1名以上とする。

#### (理事の資格)

第17条 当法人の理事は、当法人の社員の中から選任する。

ただし、必要があるときは社員以外の者から選任することを妨げない。

2 理事のうち1名を代表理事とする。

#### (理事の選任の方法)

第18条 理事の選任は、社員総会において出席社員の議決権の過半数で行う。

2 代表理事は理事の互選によって定める。

(理事の任期)

第19条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した理事の補欠として、又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(解任)

第20条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第21条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受け取る財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

## 第5章 基金

(基金の拠出)

第22条 当法人は、基金の拠出を求めることができる。

(基金の募集)

第23条 基金の募集、割当て及び払込等の手続きは理事が決定する。

(基金の返還手続)

第24条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(代替基金の積立)

第25条 基金の返還をするため、返還する基金に相当する金額を代替基金として計上し、これを取り崩すことはできない。

## 第6章 計算

(事業年度)

第26条 当法人の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

(事業報告及び決算)

第27条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が当該事業年度に関する次の書類を作成し、定時社員総会に提出し又は提供しなければならない。

- (1) 事業報告及び附属明細書
  - (2) 貸借対照表及び損益計算書並びに附属明細
- 2 事業報告については、理事長がその内容を定時社員総会に報告する。
- 3 貸借対照表および損益計算書については、定時社員総会の承認を受ける。

(剰余金の分配の禁止)

第28条 当法人は剰余金の分配を行うことが出来ない。

## 第7章 解散

(解散事由)

第29条 当法人は、次の事由により解散する。

- (1) 社員総会の特別決議
- (2) 社員が欠けたこと
- (3) 合併（合併により当法人が消滅する場合に限る。）
- (4) 破産手続開始の決定
- (5) 法令に定めるその他の事由

(残余財産の帰属)

第30条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体、又はこれらに準ずる非営利法人に贈与する。

(資産の管理及び用途の制限)

第30条の2 本法人の資産及び収益事業から生じる収益は、法人の目的である社会貢献活動のためにのみ使用することができる。社員総会その他いかなる機関も、これに反する決議をすることはできず、社員または理事に分配してはならない。

(法令準拠)

第31条 本定款に定めない事項は、一般法人法及びその他法令に従う。

附則 本定款の変更は、令和7年10月10日から効力を生ずる。